

放送法及び電波法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（第一条関係）

改正案

目次

第一章～第四章（略）
 第五章 基幹放送
 第一節 通則（第九十一条・第九十二条）
 第二節 基幹放送事業者
 第一款 認定等（第九十三条―第一百五条）
 第二款 業務（第一百六条―第一百六条）
 第三款 経営基盤強化計画の認定（第一百六条の二―第一百六条の六）
 第三節 基幹放送局提供事業者（第一百七条―第二十五条）
 第六章～第十一章（略）
 附則

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。
 一～二十六（略）
 二十七 「認定放送持株会社」とは、第五百九十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立された会社をいう。
 二十八～三十（略）
 三十一 「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。
 三十二 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

現行

目次

第一章～第四章（同上）
 第五章（同上）
 第一節（同上）
 第二節（同上）
 第一款（同上）
 第二款 業務（第一百六条―第一百六条）
 第三節（同上）
 第六章～第十一章（同上）
 附則

（定義）

第二条（同上）
 一～二十六（同上）
 二十七～二十九（同上）

（傍線部分は改正部分）

イ 一の者及び当該一の者の子会社（第一百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）その他当該一の者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員
の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人（テレビジョン放送に

よる基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 (略)

3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。

一 当該放送事業者のうちに同一の認定放送持株会社の関係会社（第一百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。第十四条において同じ。が全国である者を除く。）が二以上含まれていないこと。

二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において

第七条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 当該放送事業者のうちに第六十三条に規定する子会社地上基幹放送事業者がないこと。

二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において

、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外の全ての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。

イ・ロ（略）
三（略）

（内外放送の放送番組の編集）

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号又は第二百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（略）

二 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一（略）

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジ

、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。

イ・ロ（同上）
三（同上）

（内外放送の放送番組の編集）

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。）又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号又は第二百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

（業務）

第二十条（同上）

一（同上）

二（同上）

一（同上）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

オン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。)

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること。

五 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと(前各号に掲げるものを除く。)

七・八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 3 8 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

10 四 その他総務省令で定める事項

総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一 第十五条の目的の達成に資するものであること。

二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること(前号に掲げるものを除く。)

五 (同上)

六・七 (同上)

八 (同上)

3 3 8 (同上)

9 協会は、第二項第二号の業務を行おうときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

適正かつ明確に定められていること。

三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用者について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。

11 総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。

12 総務大臣は、協会が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、第九項の規定による認可を取り消すことができる。

13 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

14 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

15 (略)

(国際放送等の実施)

第二十五条 協会は、外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 (同上)

(協会国際衛星放送の実施)

第二十五条 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項

これらの事項を変更したときも、同様とする。

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ ホ (略)

ヘ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止(放送局の開設、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認められたものを除く。)

ト テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)並びに国際放送(外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このトにおいて同じ。)及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止(国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認められたものを除く。)

チ ヲ (略)

ワ 第二十条第九項に規定する実施基準

カ ナ (略)

ラ 第二十条第十四項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ム ノ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(委員の任命)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 五 (略)

を変更したときも、同様とする。

(経営委員会の権限等)

第二十九条 (同上)

一 (同上)

イ ホ (同上)

ヘ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止(経営委員会が軽微と認められたものを除く。)

ト テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止

チ ヲ (同上)

ワ 第二十条第九項に規定する基準

カ ナ (同上)

ラ 第二十条第十項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ム ノ (同上)

二 (同上)

2・3 (同上)

(委員の任命)

第三十一条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 五 (同上)

六 放送事業者、認定放送持株会社、第五百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 (略)

4 (略)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 会長、副会長及び理事の任命については、第三十一条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者、認定放送持株会社、第五百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と読み替えるものとする。

(会長等の兼職禁止)

第六十条 (略)

2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び第五百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(支出の制限等)

第七十三条 (略)

2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

六 放送事業者、第五百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、第六十条に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 (同上)

4 (同上)

第五十二条 (同上)

2・3 (同上)

4 会長、副会長及び理事の任命については、第三十一条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者、第五百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、第六十条に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と読み替えるものとする。

(会長等の兼職禁止)

第六十条 (同上)

2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び第五百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第六十条に規定する認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(支出の制限等)

第七十三条 (同上)

2 協会は、第二十条第二項第二号及び第三項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務
- 二 第二十条第三項の業務

(放送設備の譲渡等の制限)

第八十五条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他いかなる方法によるかを問わず、これを他人の支配に属させることができない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならぬ。ただし、協会が第二十条第二項第七号又は第三項第一号の業務を行う場合には、この限りでない。

(放送の休止及び廃止)

第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 不可抗力により廃止し、又は休止する場合

二 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送(当該協会国際衛星放送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるものを除く。)の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場合

三 外国の放送局を用いて行われる国際放送の業務を廃止し、又は休止する場合

2 協会は、その放送の業務を廃止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(放送設備の譲渡等の制限)
第八十五条 (同上)

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならぬ。ただし、協会が第二十条第二項第六号又は第三項第一号の業務を行う場合には、この限りでない。

(放送の休止及び廃止)

第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

3 協会は、その放送を休止したときは、第一項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合には、第百五条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十六条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第二項の廃止の届出を受けた場合には、第百五条中「第百条」とあるのは、「第八十六条第二項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(認定)

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一〜三 (略)

四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由がでるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 (略)

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 (同上)

(認定)

第九十三条 (同上)

一〜三 (同上)

四 (同上)

- イ (同上)
- ロ (同上)
- ハ (同上)

五 (同上)

六 (同上)

送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあっては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホスル (略)

2 | 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一ス八 (略)

3 |
5 | (略)

イ (同上)
ロ (同上)
ハ (同上)
ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホスル (同上)

2 | 前項第四号ロ及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。

一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行する役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

3 | 第一項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一ス八 (同上)

4 |
6 | (同上)

(放送事項等の変更)

第九十七条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 (略)

第五章 基幹放送

第二節 基幹放送事業者

第三款 経営基盤強化計画の認定

(指定放送対象地域の指定)

第一百六条の二 総務大臣は、国内基幹放送（協会及び学園の放送を除く。以下この款において同じ。）に係る放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役割に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができる。

2 総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

(経営基盤強化計画の認定)

第一百六条の三 指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行う基幹放送事業者は、単独で又は他の国内基幹放送事業者（国内基幹放

(放送事項等の変更)

第九十七条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 (同上)

第五章 (同上)

第二節 (同上)

送を行う基幹放送事業者をいう。以下この款において同じ。）と共同して、経営基盤強化（業務の合理化、組織の再編成その他の行為による業務の効率の向上を通じて、国内基幹放送事業者（指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行うものに限る。）の収益性の向上を図ることをいう。以下この条において同じ。）に関する計画（以下この款において「経営基盤強化計画」という。）を作成し、総務省令で定めるところにより、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2| 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 経営基盤強化の実施期間

二| 経営基盤強化による収益性の向上の程度

三| 経営基盤強化の内容

四| 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

五| 第六十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項

イ 特定放送番組同一化（二以上の国内基幹放送（当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が相互に重複せず、かつ、当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。）の放送時間の全部又は一部について、同一の放送番組の放送を同時に行うこと（放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超える場合に限る。）をいう。以下この条及び第六十六条の六において同じ。）の内容

ロ 地域性確保措置（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。次項第四号において同じ。）の内容

六 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）の業務を維持するため最大限の努力をするものであること。

二 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が円滑かつ確実に実施されるものであること。

三 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

四 第一百六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとするものにあつては、その地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

五 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施が放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

4 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称、経営基盤強化の実施期間その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（認定経営基盤強化計画の変更等）

第一百六条の四 前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、当該経営基盤強化計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を総務大臣に提出して、その認定を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限

りでない。

2 前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更当該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出について準用する。

4 総務大臣は、前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画（第一項の規定による変更の認定又は第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この款において「認定経営基盤強化計画」という。）を提出した国内基幹放送事業者に対し、認定経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

5 総務大臣は、認定経営基盤強化計画が前条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 総務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

（基幹放送の業務の認定等に関する特例）

第一百六条の五 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項、次項第一号及び第三項において同じ。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が第九十六条第一項の認定の更新を申請した場合における第九十三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「経理的基礎及び技術的能力」とあるのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎を有しないことを理由として当該申請に

係る認定の更新を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することができると認められる場合については、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める認可を申請した場合について準用する。この場合において、同項中「第九十三条第一項」とあるのは、「第九十八条第六項において準用する第九十三条第一項」と読み替えるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って当該国内基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者たる法人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って合併若しくは分割（当該国内基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をした場合における当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人 第九十八条第二項の認可

二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局（当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が指定放送対象地域であるものに限る。以下この条において同じ。）の免許人たる法人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って分割をした場合において電波法第二十条第四項前段の規定の適用があるときにおける分割により地上基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項及び第四項において同じ。）の業務を行う事業を承継した法人 第九十八条第三項前段の認可

三 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局の免許人に限る。）が当該認定経営基盤強化計画に従って当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとす

る場合において電波法第二十条第四項後段の規定の適用がある
ときにおける当該譲渡人 第九十八条第三項後段の認可

四 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定
地上基幹放送局の免許人に限る。）が当該認定経営基盤強化計
画に従つて地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡
人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供す
る業務を行おうとする場合において電波法第二十条第四項後段
の規定の適用があるときにおける当該譲受人 第九十八条第三
項後段の認可

3 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定地
上基幹放送局の免許人に限る。）が電波法第十三条第一項ただし
書の再免許を申請した場合における同法第七条第二項の規定の適
用については、同項第三号中「経理的基礎及び技術的能力」とあ
るのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基
幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎を有しないことを理
由として当該申請に係る再免許を拒否したとしても、当該国内基
幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規
定する目標を達成することができると認められる場合については
、この限りでない。

4 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定め
る許可を申請した場合について準用する。この場合において、同
項中「第七条第二項」とあるのは、「第二十条第六項において準
用する同法第七条第二項」と読み替えるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定
地上基幹放送局の免許人たる法人に限る。）が当該認定経営基
盤強化計画に従つて合併又は分割（当該特定地上基幹放送局を
その用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をした
場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立され
た法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人 電波法
第二十条第二項の許可

二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（特定

地上基幹放送局の免許人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該特定地上基幹放送局をその用に供する事業の全部の譲渡しをした場合における譲受人 電波法第二十条第三項の許可

三 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業の当該免許人への譲渡しをした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人 電波法第二十条第五項前段の許可

四 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合における当該国内基幹放送事業者 電波法第二十条第五項後段の許可

(審議機関の設置等の特例)

第百十六条の六 認定経営基盤強化計画を提出した二以上の国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合には、当該二以上の国内基幹放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、第七条第二項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの国内基幹放送事業者が共同して行う。

2 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者(当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者)に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送

対象地域」とあるのは「第一百六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 認定放送持株会社の関係会社（第一百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第一百六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは「その第一百六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

第八章 認定放送持株会社

（定義等）

第一百五十八条 この章において「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第八章 （同上）

（定義等）

第一百五十八条 この章において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては株主総会において決議をすることができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。以下この条及び第六十四条第一項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社

2 | この章において「関係会社」とは、会社が他の会社に対して支配関係を有する場合における当該他の会社をいう。

（認定）
第二百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、総務大臣の認定を受けることができる。

一 | 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの

二 | 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

2 | 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき認めなければならない。

一 | 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。

二 | 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。

三 | 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額の合計額の当該申

とみなす。

2 | 前項の場合において、会社が保有する議決権には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（認定）

第二百五十九条 二以上の基幹放送事業者（当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第六十六條第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 | （同上）

一 | （同上）

二 | （同上）

三 | 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常

請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が特定役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ、ヌ (略)

3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 申請対象会社の関係会社（関係会社となる会社を含む。）である基幹放送事業者（申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を除く。）の名称及び住所並びに代表者の氏名

五 その他総務省令で定める事項

4 (略)

(届出)

第六十条 認定放送持株会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 (同上)

五 (同上)

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) (同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

ロ、ヌ (同上)

3 (同上)

一・二 (同上)

三 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 (同上)

4 (同上)

(届出)

第六十条 前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、

一 次のいずれにも該当することとなつたとき（当該認定を受けた際に次のいずれにも該当する場合を除く。）。

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

二 前条第三項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたとき。

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の関係会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその関係会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

2 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第四百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは、「第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号」とする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

4 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第

遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

一 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することとなつたとき（当該認定を受けた際に二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する場合を除く。）。

二 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

2 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第四百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは、「第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号」とする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

4 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第

五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

(関係会社の責務)

第六十三條 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。)は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

(議決権の保有制限)

第六十四條 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有する株式(その者の子会社その他その者と総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)の全てについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(認定の取消し)

号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

(子会社の責務)

第六十三條 子会社地上基幹放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。)は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

(議決権の保有制限)

第六十四條 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有する株式(その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(認定の取消し)

第百六十六条 (略)

2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた日から六箇月以内に次のいずれにも該当する株式会社とならなかったとき。

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

二 前号イ及びロのいずれにも該当する会社でなくなつたとき。

三・四 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更又は第百六十六条の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(実施基準の認可)、同条第十四項(任意的業務の認可)、第二十二條(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(

第百六十六条 (同上)

2 (同上)

一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する株式会社とならなかったとき。

二 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。

三・四 (同上)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 (同上)

一 第九十一条第一項又は第四項の規定による基幹放送普及計画の制定又は変更

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(提供基準の認可)、同条第十四項(任意的業務の認可)、第二十二條(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基

基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第百十六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三 (略)

四 第二十条第十二項(実施基準の認可の取消し)、第百四条(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第百十六条の四第五項(経営基盤強化計画の認定の取消し)、第百三十一条(一般放送の業務に関する登録の取消し)、第百六十六条第二項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)又は第百七十三条第一項(センターの指定の取消し)の規定による処分

五 第二条第二十四号(基幹放送局設備)、同条第三十一号(特定役員)、同条第三十二号(支配関係)、第九十三条第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第四項(基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書(基幹放送に係る軽微な変更)、第百十一条第一項(基幹放送設備の技術基準)、第百十三条第一項若しくは第二項、第百二十二条若しくは第百三十七条(報告を要する重大事故の基準)、第百二十一条第一項(基幹放送局設備の技術基準)、第百二十六条第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第百三十六条第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準)、第百五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ハ(認定放送持株会社に係る

幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三 (同上)

四 第百四条(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第百三十一条(一般放送の業務に関する登録の取消し)、第百六十六条第二項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)又は第百七十三条第一項(センターの指定の取消し)の規定による処分

五 第二条第二十四号(基幹放送局設備)、第九十三条第一項第四号ただし書若しくは第二項第一号若しくは第三号(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第五項(基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書(基幹放送に係る軽微な変更)、第百十一条第一項(基幹放送設備の技術基準)、第百十三条第一項若しくは第二項、第百二十二条若しくは第百三十七条(報告を要する重大事故の基準)、第百二十一条第一項(基幹放送局設備の技術基準)、第百二十六条第一項ただし書(登録を要しない一般放送)、第百三十六条第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準)、第百五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ハ(認定放送持株会社に係る特例)又は第百六十四条

特例) 又は第六百六十四条第二項(保有基準割合)の規定による
総務省令の制定又は改廃

2 前項各号(第四号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が
軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議
会に諮問しないで措置をすることができる。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、そ
の違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処す
る。

一 (略)

二 第十八条第二項、第二十条第八項(第六十五条第五項におい
て準用する場合を含む。)、第二十条第九項若しくは第十四項
、第二十二條、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条
第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条
第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつ
たとき。

三 (略)

第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下
の罰金に処する。

一 第九十七条第一項の規定に違反して第九十三条第二項第七号
又は第八号に掲げる事項を変更した者
二 十三 (略)

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、そ
の違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処
する。

一 (略)

二 第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十
六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九条
第二項の規定に違反して届出をしないとき。

第二項(保有基準割合)の規定による総務省令の制定又は改廃

2 (同上)

第百八十五条 (同上)

一 (同上)

二 第十八条第二項、第二十条第八項(第六十五条第五項におい
て準用する場合を含む。)、第二十条第九項若しくは第十項、
第二十二條、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第
一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第
一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつた
とき。

三 (同上)

第百八十七条 (同上)

一 第九十七条第一項の規定に違反して第九十三条第三項第七号
又は第八号に掲げる事項を変更した者
二 十三 (同上)

第百九十一条 (同上)

一 (同上)

二 第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十
六条第四項、第八十六条第二項又は第八十九条第二項の規定に
違反して届出をしないとき。

三〇五 (略)
2 (略)

第九十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十六條の四第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第七十五條(第八十一條第六項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者

三〇五 (同上)
2 (同上)

第九十三條 第七十五條(第八十一條第六項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者は、二十万円以下の過料に処する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 日本国籍を有しない人 二 外国政府又はその代表者 三 外国の法人又は団体 四 （略） 2・3 （略） 4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信用地上基幹放送（同条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 （略） 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が放送法第二条第三十一号の特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの 三・四 （略） 5 （略） 	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 （同上）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） 2・3 （同上） 4 （同上） <ol style="list-style-type: none"> 一 （同上） 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの 三・四 （同上） 5 （同上）

(委員の任命)

第九十九条の三 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 (略)

三 放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者、同条第二十七号に規定する認定放送持株会社、同法第一百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、電気通信事業法第二条第二十五号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 (略)

(委員の任命)

第九十九条の三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 (同上)

三 放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者、同法第一百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、同法第一百六十条に規定する認定放送持株会社、電気通信事業法第二条第二十五号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 (同上)